

「年金記録問題への対応の今後の道筋」の主なポイント

これまでの取組

平成20年度(7月～)

平成21年度～

Ⅱ 「今後解明を進める記録」等の解明・統合の継続

- 「ねんきん特別便」と並行し、集中的・計画的に実施。
・ 漢字カナ変換記録について、調査のための補正作業を完了
・ 住基ネットでの調査による「基礎年金番号を有していない生存者」及び「5年以内の死亡者」の特定

- 引き続き、20年度中に集中的・計画的に実施。
・ 漢字カナ変換記録のコンピュータ上の調査による持ち主である可能性がある方の特定
・ 旧姓履歴データによる「婚姻等により氏名を変更したと考えられる者の記録」の特定 など

- なお本人特定ができなかった記録等について、インターネット上等での公示、過去に勤務していた事業所（厚生年金）や過去の住所の所属する市町村（国民年金）への照会を通じ、解明・統合を進める（今後検討）。

Ⅰ 「ねんきん特別便」の確実な実施及びフォローアップの徹底

- 3月までに受給者・加入者1030万人に、5月までに受給者3396万人に「ねんきん特別便」を送付完了。
- 名寄せ特別便について、結び付く可能性のある記録に関する相談時の具体的情報の提供、分かりやすい資料の同封、電話・訪問による「フォローアップ照会（入念照会）」等を実施。
- 電話・窓口相談体制の拡充、土日開庁日の拡充、市町村・事業主・労働組合・社労士等の御協力を得た相談等を実施。

- 受給者については、未回答の方への「回答のお願い」の送付、「フォローアップ照会」の拡大実施など、20年度中に対応。
- 加入者については、事業所経由での送付、「名寄せ特別便」未回答の方への「回答のお願い」の送付などの対応を推進。
- 引き続き、必要に応じた土日開庁日の拡充、市町村等の協力を得た相談等を実施。

- 年金受給者については、基本的に全員の方から回答をいただくことを目指して、20年度中に集中的に取り組む。
- 加入者については、できる限り多くの方から回答をいただくことを目指すとともに、21年度からの「ねんきん定期便」による取組につなげていく。

- 「受給者特別便実施円滑化推進会議」、「加入者特別便実施円滑化推進会議」等を設置。
- 政府を挙げた周知・広報の実施。

- 引き続き、関係団体等の御協力の下、取組を推進。
- 高齢者等のイベントや特別養護老人ホーム等への巡回、サラリーマン・自営業者・専業主婦等への回答の呼びかけなど、きめ細やかな取組を地域ごとに展開。

- すべての加入者に「ねんきん定期便」を送付。
・ 「ねんきん特別便」の未回答者等に対しては、注意喚起の文書等を同封
- 「社会保障カード」（仮称）の導入に向けた検討。
- 紙台帳の画像データ検索システムの構築。（20年度から準備を進め、21年度に整備）

Ⅲ 年金記録をいつでも簡便に確認できるための仕組みの整備

- インターネットによる年金記録照会サービスを実施。
- 同サービスを受給者に拡大。

Ⅳ コンピュータ記録と紙台帳との突合せの計画的・効率的実施

- 実効的・効率的に進めるため、サンプル調査等を実施。
- 国民年金特殊台帳について、20年度中に記録の突合せを計画的に実施。

- 電子画像データ検索システムを整備した上で、全ての受給者及び加入者について、お申し出の有無にかかわらず、計画的な突合せを実施。

Ⅵ 標準報酬等の遡及訂正事案への対応

- 第三者委員会あっせん事案等の調査を実施。

Ⅴ 年金記録確認第三者委員会における案件処理の促進

- 体制強化、委員会送付前の処理促進等により、審議の迅速化を図る。

基礎年金番号に統合されていない記録の統合

年金記録の正確性の点検